

# 賭博渦中 相撲協会

## 「いったん解散」の声も

### 公益法人問われる税優遇

野球賭博問題に揺れる日本相撲協会。「国技である相撲道を研究し、相撲の技術を錬磨し、その指導普及を図る」という目的の下、公益法人として税制面で優遇措置を受けてきた。公益法人制度改革に伴い、公益財団法人に移行し引き続き優遇措置を受けたい意向だが、相次ぐ不祥事に「いったん解散すべきだ」と厳しい声も上がる。

(1面に本記)

協会は1925年、大業は非課税。相撲協会の日本相撲協会として誕生。以後、国民的な人気を背景に事業を拡大してきた。人気に陰りがあるとはいえ、2009年の事業活動収入は100億円を超える巨大組織だ。公益法人が行う公益事

にするのは、こうした優遇措置がなくなれば、大きな痛手となるからだ。文科省の中の担当は競技スポーツ課。日本サッ

カー協会など85団体を所管しているが、同課は「これまでの相撲協会への指導回数は、ほかのスポーツ団体に比べ群を抜いている」と話す。

相撲協会は「青少年に対する相撲の指導奨励」などの公益事業も行っているが、公益法人に詳しい山内直人大阪大教授(公共経済学)は「公益法人の根拠となる公益事業が小規模にとどまっている」と協会の在り方への疑問点を指摘。度重なる不祥事に「問題が身内をかばい合うといった協会の体質に由来するのであれば、この機にいったん解散して、営利法人化して出直すという道もあるのではないか」と指摘する。

武蔵川理事長は21日、「設立以来の大変な危機」との認識を表明した。今後も国の優遇措置を受けるとしての道を歩めるのか。公益財団法人の認定は、内閣府の公益認定等委員会に委ねられるが、協会が体質改善をど

こまで図れるかも大きな鍵となりそうだ。